

○罹災証明書で受けられる主な被災者支援メニュー

ページ	支援メニュー	罹災証明書の程度				備考
		全壊	大規模半壊	半壊	半壊に至らない	
4	各証明書の交付手数料の免除	○	○	○		罹災証明書発行以前に証明書を取得した場合、還付あり
5	被災者生活再建支援制度	○	○	※		※やむを得ない事情で解体した場合
8	災害援護資金の貸付	○	○	○		
10	応急仮設住宅の提供	○	○			
11	被災した住宅の応急修理制度	※	○	○		※全壊でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象
13	民間賃貸住宅借り上げ制度による住宅の提供	○	○			
14	被災した家屋等の解体・撤去	○	○	○		
19	個人市民税の減免	○	○	※		所得制限あり ※半壊については住宅等の損失額は10分の3以上が対象
20	固定資産税の減免	○	○	○		
21	国民健康保険税の減免	○	○	※		所得制限あり ※半壊については住宅等の損失額は10分の3以上が対象
23	国民健康保険医療費の一部負担（窓口負担）の免除	○	○	○		
24	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○		
25	後期高齢者医療保険料の一部負担（窓口負担）の免除	○	○	○		
29	介護保険料の減免	○	○	○		
30	介護保険サービス利用料の減免	○	○	○		
31	保育所等保育料の減免	○	○	○		

※P11「被災した住宅の応急修理制度」を利用された場合、P10「応急仮設住宅の提供」及び P13「民間賃貸住宅借り上げ制度による住宅の提供」の利用は不可。